

「BBフォン個別規定」新旧対照表

改定前(2015年7月1日付)	改定後(2015年8月10日付)
(追加)	<p>第6条の2(BBフォン会員によるBBフォンの利用休止と利用再開)</p> <p>5. 当社は、BBフォン会員から、BBフォンサービスのうち国外への通話サービス(以下「国際通話」といいます。)の休止(利用契約を維持したまま、国際通話を一時的に利用できないようにすることをいい、以下「国際通話の休止」といいます。)の通知があった場合には、当該会員の国際通話を休止させます。</p>
(追加)	<p>第6条の2(BBフォン会員によるBBフォンの利用休止と利用再開)</p> <p>6. 前項に基づく国際通話の休止を行った会員が、国際通話の再開を希望する場合の条件は、本条第2項を準用するものとします。</p>
<p>第17条の2(本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. 当社は、基本規約第19条第1項各号に定める場合のほか、接続機器に障害が生じもしくは生じるおそれがある場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p>	<p>第17条の2(本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. 当社は、基本規約第19条第1項各号に定める場合および国際通話が第三者によって不正に利用されていると判断した場合のほか、接続機器に障害が生じもしくは生じるおそれがある場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p>